

# 平成19年第5回教育委員会臨時会記録

平成19年12月17日（月）

杉並区教育委員会

## 教育委員会臨時会記録

日 時 平成19年12月17日(月) 午後1時00分～午後1時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 宮坂 公夫

教育長 井出 隆安

欠席委員 委員長代理 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教 育 改 革 部 長 小 澄 龍太郎

庶務課長 井口 順司 教 育 人 事 課 長 種 村 明 頼

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一

担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- 議案第138号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第139号 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第140号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第141号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第142号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 目 次

議事録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第138号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	3
議案第139号 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第140号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第141号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第142号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9

**委員長** ただいまから第5回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日、大藏委員と安本委員は、ご都合により欠席というご連絡をいただいております。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いすることになります。よろしくお願ひいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が5件となっております。すべての議案が、平成19年第2回区議会臨時会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、同法律の第13条によりまして、本日の会議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1議案第138号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

では、庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、私から議案第138号につきまして、ご説明いたします。

この議案につきましては、区長等の給与に関する条例の改正という内容でございます。区長及び副区長の給与の額並びに区議会議員の報酬の額につきましては、平成6年度の改定以降、今日まで据え置かれ、23区の中で低位の額となっているところでございます。

区では、こうした状況を踏まえ、昨年11月にこの区長等の給与額の適否につきまして、特別職報酬等審議会、こちらの方がそのことについて諮問する機関でございますけれども、この審議会に諮問いたしまして、本年1月に答申を受けたところでございます。

その答申の内容でございますが、給料及び報酬額につきましては、検討すべき段階にあるものの、今日の社会経済状況を勘案すれば現行どおりとすることが妥当であるとし、期末手当につきましては一定の改善を図る必要があるということで、職員の一時金の4.45カ月を参考とすれば、その0.5月程度のマイナスを目安に設定することが妥当であるという答申でございます。

その後、さらに再度11月5日に、また改めて報酬等審議会に区長等の給与の適否につきまして諮問いたしまして、答申がなされたところでございます。

この答申の内容でございますけれども、給料及び報酬の額につきましては、前回と同様に現行どおりとすることが妥当であるとした上で、地域手当につきましては、職員の例により支給する規定を改め、現行の13%を14.5%に固定するとともに、給与の額を増加した1.5%程度を減額す

る必要があるとするものでございます。

これらの答申を受け検討いたしました結果、区長等の給与を答申どおり改定することとし、さらに答申の趣旨に基づいて、教育長及び常勤監査委員の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、この条例の改正に当たりましては、関連する4件の条例につきまして条立てで改正することとしてございます。

第1条といたしまして、「杉並区長等の給与等に関する条例」を、第2条におきまして、「杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を、第3条におきまして、「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例」を、第4条におきまして、「杉並区監査委員の給与等に関する条例」をそれぞれ改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

最後に添付されております資料2の「給与改定の概要」をご覧いただきたいと存じます。

今回の改正の第1点は、期末手当の支給月数の改定でございます。期末手当と申しますのは、民間でいう、いわゆるボーナスということでとらえていただければと思います。

6月に支給する場合においては1.8カ月分、12月に支給する場合においては1.85カ月分に改め、3月に支給する0.3カ月分との合計、年間支給月数を3.6カ月分から3.95カ月分に改めるものでございます。

改正の第2点は、地域手当の支給割合の改定及び給料月額を引き下げでございます。

この地域手当につきましては、いわゆる何と申しますか、地方とそれから都市部の物価の格差、そんなところを踏まえて設定されている制度でございます。区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の地域手当の支給割合を職員と同じ割合の14.5%とするとともに、給料月額を記載のとおり1.5%程度引き下げるものでございます。

最後に、附則でございます。施行期日を平成20年1月1日とするほか、19年度の特例として、20年3月支給する期末手当の支給数を0.65月分としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第138号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案の第138号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

次に、日程第2、議案第139号「杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議します。

同じく庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、私から議案第139号についてご説明いたします。

この議案は、杉並区職員の給与を改定する等のためのものですが、職員の給与改定を受け、さきほど議決いただきました「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を改正する必要があることから、教育委員会に意見聴取がなされたものでございますので、例年には、この条例につきましては、教育委員会への協議というのとはございませんけれども、今回については教育長の給与改定があったということで、今回は意見聴取があったということでございます。

特別区人事委員会は、本年10月16日、各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与と民間の給与がほぼ均衡しているため、一類の初任給を除きまして改定を行わないこととするものでございます。また、地域手当の支給割合につきまして、現行から1.5%引き上げ14.5%とし、給与月額を同率程度引き下げることとするものでございます。その他、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数につきましては、現行の4.45カ月分から4.5カ月分とし、増加する0.05カ月分につきましては、勤勉手当に割り振ることとするものでございます。

特別区におきましては、この勧告の取り扱いにつきまして、厳しい財政状況も踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとしたところでございます。

そこで、本区におきましても、職員の給与について23区同一内容の改正を行い、職員の給与の適正化を図る等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正に当たりましては、同じ条項の異なる施行期日において改正する必要があるため、2条だけで改正してございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。

最後に添付されております資料2、「給与改定の概要」をご覧いただきたいと存じます。

改正の第1点は、給料表の改正でございます。行政職給料表及び医療職給料表の給料月額を別表第一及び第二のとおり、地域手当の支給割合の引き上げと同率程度引き下げてございます。1類の初任給につきましては2,000円引き上げ18万1,200円としてございます。

行政職給料表（二）につきましては、国や政令指定都市と比較して極めて高い水準にあることから、給与水準を見直すことといたしまして、その給料月額を地域手当の支給割合の引き上げに伴う引き下げ部分を除いて、平均して9%を引き下げさせていただきます。

また、部長級職員につきましては、その職責に応じた適切な処遇を行うため、第1条の改正におきまして、平成20年1月から一旦現行の行政職給料表（一）の9級等を廃止し、第2条の改正におきまして、平成20年4月から一定の職責を担う部長級職員のみを対象として、新たに行政職給料表に9級を設けるものでございます。

改正の第2点は、地域手当の支給割合の改定でございます。現行の13%を当分の間14.5%に改めるものでございます。

改正の第3点は、勤勉手当の支給月数の改定でございます。6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げまして、年間の期末手当及び勤勉手当の支給月数の合計を4.5月分とするものでございます。

最後の附則でございます。施行期日は一部の規定を除きまして、平成20年1月1日としてございます。

附則第2項から第15項までは、この条例の改正に伴う必要な経過措置を定めるものでございまして、行政職給料表（二）の改正に伴う経過措置、行政職給料表（一）の9級等の廃止に伴う経過措置等を定めるほか、平成19年度の特例として、平成20年3月に勤勉手当を0.05月分支給することとしてございます。

附則第16項から第21項は、この条例の改正に伴う必要な規定整備を行うものですが、ここで新旧対照表の9ページ、最後から2枚目をご覧いただきたいと存じます。

附則第20項による改正は、「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例」の一部改正でございますが、教育長の旅費の額は、同条例第5条第2項におきまして、「杉並区職員の旅費に関する条例」中、9級の職務にある者の旅費相当額とすると規定されております。平成20年1月に一旦行政職給料表（一）の9級が廃止され、20年4月に新たに9級を設けることから、制定附則第2項として、平成20年1月1日から同年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中9級とあるのは8級とするとの読みかえ規定を加えるものでございます。

「杉並区職員の旅費に関する条例」につきましては、附則第18項による改正として、新旧対照表の8ページになりますが、同様の読みかえ規定を加えております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** はい、わかりました。

では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

**委員長** では、ございませんようでしたら、お諮りします。

議案第139号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第139号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第140号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議します。

庶務課長、同じくご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、議案第140号についてご説明いたします。

この退職手当でございますけれども、定年退職等に適用する支給割合につきましては、平成15年度に見直しを行い、特別区の最高額の支給率は52.2月となり、国の最高支給率を下回っているところでございますが、最高支給率に到達するまでの支給率につきましては、国を上回る状態となっております。このことにつきましては、東京都では昨年度に是正し、政令指定都市におきましても同様な見直しが進んでいるところでございます。そこで特別区におきましても、情勢適応の原則及び均衡の原則から見直しをすることといたしました。このことに伴いまして、定年退職等の場合の基本額にかかわる支給割合を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

資料2をご覧くださいと存じます。

定年退職等の退職手当の基本額にかかわる支給割合を改め、勤続期間11年から34年までの支給率を最大2カ月削減するものでございます。

最後の附則でございますが、施行期日は、平成20年4月1日としてございます。

附則第2項から第4項は、平成20年4月1日から21年3月31日までの間に退職した者に対する基本額にかかる支給割合について、経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありますか。お願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りします。

議案第140号は、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第140号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

続きまして、日程第4、議案第141号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、議案第141号についてご説明いたします。

幼稚園教育職員の給与につきましては、先ほど区職員の給与に関する条例の一部改正条例でご説明いたしました、一般職員の給与改定と同様に、幼稚園教育職員の給与につきましても同様の改定を行う必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。

最後のページに添付しております資料2をご覧くださいと存じます。

改正の第1点は、給料表の改正でございます。幼稚園教育職員給料表の給料月額を別表第一のとおり、地域手当の支給割合の引き上げと同率程度引き下げてございます。

改正の第2点は、地域手当の支給割合の改定でございます。現行の13%を当分の間14.5%に改めるものでございます。

改正の第3点は、勤勉手当の支給月数の改定でございます。6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025カ月分引き上げまして、年間の期末手当及び勤勉手当の支給月数の合計を4.5カ月分とするものでございます。

最後に、附則でございます。施行期日は、一部の規定を除きまして20年1月1日としてございます。

附則第2項から第5項までは、平成20年3月に支給する勤勉手当に関する特例措置と、この条例の改正に伴う必要な経過措置を定めるほか、規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りします。

議案第141号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第141号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

続きまして、日程第5、議案第142号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** 議案第142号についてご説明いたします。

学校職員の給与につきまして、特別区人事委員会は職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございますけれども、この教育職員の給与制度につきましては、区費負担の小学校教育職員及び区が設置する中等教育学校の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定することが適当であるという意見が出されたところでございます。この東京都の教育職員の給与でございますけれども、これにつきましては、本年10月に東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われたところでございます。

勧告の内容でございますが、まず本年の職員の給与が民間従業員の給与を上回ることから、職員の給料を率で平均0.07%、金額にして平均309円の公務員格差相当分を引き下げるというものでございます。また、地域手当の支給割合につきまして、現行から1.5%引き上げ14.5%とし、給料月額を同率程度引き下げるとするものでございます。その他期末手当及び勤勉手当の年間支給月数につきまして、現行の4.45カ月分から4.5カ月分とし、増加する0.05カ月分につきましては、勤勉手当に割り振ることとするものでございます。

なお、給与水準の引き下げに伴う改定であるため、さかのぼることなくこの勧告を実施するための条例を公布する日の属する月の翌月の初日から実施することと、本年4月から年間給与について公務員格差相当分の解消を図るため、所要の調整を行うこととしてございます。

区では、特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めた結果、東京都人事委員会の報告及び勧告の内容を踏まえ、東京都の教育職員と同様に改定を行うこととし、給与の適正化を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。最後のページの資料2をご覧くださいと存じます。

改正の第1点は、給料表の改定でございます。小学校・中学校教育職員給料表及び特別支援学校教育職員給料表を別表第一及び第二のとおり改定することとしてございます。

改正の第2点は、地域手当の支給割合の改定でございます。現行の13%を当分の間14.5%に改めるものでございます。

改正の第3点は、勤勉手当の支給月数の改定でございます。6月及び12月に支給される勤勉手

当の支給月数をそれぞれ0.025カ月分引き上げまして、年間の期末手当より勤勉手当の支給月数の合計を4.5カ月分とするものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日は、20年1月1日としてございます。

附則第2項から第5項までは、20年3月に支給する期末手当に関する特例措置及び勤勉手当の特例措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

**委員長** はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りいたします。

議案第142号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第142号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

これをもちまして予定されました日程、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。